

請願第 39号

平成30年 2月15日

川崎市議会議長 松原成文様

川崎区

川崎野球協会

ほか8団体、6,095名

川崎市公共施設利用予約システムの利用者登録における証明書類
の改善と施設利用向上に関する請願

請願の要旨

川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）の利用者登録で、市外在住の方で市内在勤・在学として申請する場合は、勤務先・通学先の所在地が市内であることを証明する書類（社員証、学生証、在勤証明書、在学証明書等）が必要となりますが、ふれあいネットで用意した様式では勤務実態が把握できないため、勤務実態が補完できるような在勤証明書に変更・追加することとあわせて、ふれあいネットで用意した様式の在勤証明書で申請、受理されている利用者カードについては、一度クリアにすること。

また、各施設の利用時の駐車場ですが、特に河川敷内の利用施設については、時間単位での貸出しや午前・午後の半日単位や一日単位での貸出しをしている中、現行の駐車場の貸出しでは、駐車許容台数を超え、満車となってしまった場合、いくら施設を借りていても駐車できない問題がありますので、施設を貸し出す側の市の責務として、現行の駐車場のスペースの中で、各施設及び各貸出し時間ごとに駐車スペースを割り振りして、施設と駐車場をセットにして貸し出すことと施設利用料に駐車場代をプラスして請求すること。

なお、キャンセルについては3日前まで、予約受付期間が2日前までとなっていますが、現状では、安価なところについては、当日使用しないなどの借り

る側のモラルが問題となっていますし、また、予約受付期間が2日前までとなっていますが、借りる側としては1週間程度の準備期間が必要なことから、予約取消可能期間を2週間～10日前までに変更することによって、現在の空き施設（キャンセルして空いているのか、使わないのか）の対策にもなりますので、早急な条例改正をよろしくお願いいたします。

最後に、宮前区に一般用の軟式野球場の新設をよろしくお願いいたします。

請 願 の 理 由

ふれあいネットの利用者登録で、市外在住の方で市内在勤・在学として申請する場合は、勤務先・通学先の所在地が市内であることを証明する書類（社員証、学生証、在勤証明書、在学証明書等）が必要となりますが、ふれあいネットで用意した様式では勤務実態が把握できないため、勤務実態が補完できるような在勤証明書に変更・追加することとあわせて、ふれあいネットで用意した様式の在勤証明書で申請、受理されている利用者カードを一度クリアにすることについては、請願第29号「川崎市公共施設である軟式野球場を安全に利用できる施設改善および利用向上に関する請願」を出すときに各施設の状況を調査した結果、ふれあいネットで用意した様式の「在勤証明書」では勤務実態が把握できないのに、在勤証明書として受理されていることと、この不備ある在勤証明書で、他の施設の抽選にも参加していることが容易に想定されますので、早急にカードの失効と勤務実態が証明される新たな在勤証明書に改善することをお願いします。平成30年2月1日付の市民文化局の報告では、「利用者登録は市内において事業をされている個人事業主の方と市内において市民活動をされている団体に所属する方等も含まれていますので在勤証明書を提示することが困難な方が、多数存在することが想定されます。ふれあいネットは『市民の方々に便利に施設の予約手続きをしてもらうためのサービス』としての事業であり、その利用のための事前登録の審査（提出された証明書の審査等）を今以上に厳しくすることは、事業の目的にそわないものとなります。」との考え方が示されていて、また、勤務実態の確認については、「就労証明書」が一般的であると考えられるが、就労証明書に記載された内容（勤務日数、雇用形態等）を判断する一定の基準を設定することは困難である。以上から、就労証明書により勤務

実態の可否を判断するのは難しいと考える。そして、在勤の審査方法変更については「本件は一部の野球場に特化した課題であり、更に、市内在勤の証明という局所的な課題のために、ふれあいネットに個人登録をされている『野球場を利用する予定の無い多くの市民の方々』に、負担を強いるような対策を実施すべきではないと考えます。そして、施設管理上の課題と予約システムとしての課題は切り分けて対策を検討する必要があります。代替案として、当課から関係所管課に市内在勤として登録されている利用者であり、これまでの施設の利用状況等から疑わしい利用者の予約である場合、予約した日から利用日(当日含む)までの間に、施設管理者が現在とは異なる手法で、利用者が『勤務実態のある市内在勤者であること』を確認する。」と市民文化局は回答しています。まずこの問題は、確かに野球場のことから調べて不備ある在勤証明書のことを正すように請願を出していましたが、今回は、ふれあいネットの制度改善で、野球専用団体登録については個人登録が完了していることが条件となっていますので、決して、野球場のことだけで請願を出していないということを市は認識する必要がありますし、「市外在住の方で市内在勤・在学として申請する場合は、勤務先・通学先が市内であることも証明する書類が必要となります。」というように市内で働いていないものが市内在勤者として、同様のサービスを受けている事実を市が黙認せず、問題点を早急に改善すべきである。また、この不備ある証明書を改善するのが困難であれば、三要件の中の「在勤・在学」については、別の形での利用登録にすること。具体的には、会社単位・学校単位・市民活動単位での利用登録とすることで問題の解決を図ること。(会社単位での審査は厳密に行う。)

平成26年4月1日から新たに占用し、管理運営された上丸子天神町第4野球場と北見方第1・2球場については、公益財団法人河川財団の当時の団体が引き続き施設を利用していることも判明していて、この間、4年間も使用している実態を市が黙認していたこととなりますので、早急な改善が必要であり、貸出し側の市の責任は重大であることを認識する必要があります。

また、各施設の利用時の駐車場ですが、特に河川敷内の利用施設については、時間単位での貸出しや午前・午後の半日単位や一日単位での貸出しをしている中、現行の駐車場の貸出しでは、駐車許容台数を超え、満車となってしまった

場合、いくら施設を借りていても駐車できない問題がありますので、施設を貸し出す側の市の責務として、現行の駐車場のスペースの中で、各施設及び各貸出し時間ごとに駐車スペースを割り振りして、施設と駐車場をセットにして貸し出すことと施設利用料に駐車場代をプラスして請求すること。このことは、施設利用者の公正・公平な観点から必要な措置でありますし、この車社会において、何の対策もとらないということは、怠慢と言わざるを得ませんので、早急に改善することをお願いいたします。

なお、キャンセルについては3日前まで、予約受付期間が2日前までとなっていますが、現状では、安価なところについては、当日使用しないなどの借りる側のモラルが問題となっていますし、また、予約受付期間が2日前までとなっていますが、借りる側としては1週間程度の準備期間が必要なことから、予約取消可能期間を2週間～10日前までに変更することによって、現在の空き施設（キャンセルして空いているのか、使わないのか）の対策にもなりますので、早急な条例改正をよろしくお願いいたします。こちらについては、先ほどの請願提出前の調査の時に空き施設の状況を把握していますし、3日前のキャンセルについても把握していることとあわせて、現行は予約をした方の一方的な考え方で、3日前にキャンセルしたり当日に使用しないなど、他の施設利用者のことを考えていないため、早急な条例改正をして、各施設利用者が公平公正に施設利用ができるように改善することによって、利用率の向上にもつながりますので、是非とも条例改正をして、現在の空き施設の解決を図っていただきたい。

最後に、本市は7区ありますが、宮前区には一般用の軟式野球場がありません。

宮前区民は他の区と同様の条件を受けられる権利がありますが、残念ながらこの状況を長年強いられています。

とは言え、市の財政や宮前区内に候補地がすぐに見つからない現実があることは宮前区民は分かっていますので、暫定的に専用の軟式野球場を確保すること。具体的には、二子球場か北見方球場を宮前区に一般用の軟式野球場ができるまでの期間、宮前区の野球場として暫定的に使用することを認めていただきたい。

以上、4点についての請願をよろしく御審議ください。

紹介議員

野	田	雅	之
花	輪	孝	一
岩	隈	千	尋
佐	野	仁	昭
添	田		勝
渡	辺	あ	つ子